感染の拡大を防ぐため　**インフルエンザによる出席停止期間について**　**重　要**

１・学校保健安全法施行規則では、**「発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで」**が出席停止期間になっています。最短でも６日間の出席停止となります。

２・「発症」は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（急な発熱、関節痛、倦怠感などの全身症状）が始まった日です。

３・熱がある場合は、必ず受診してください。

＜出席停止期間表＞

（　／　）に日付を入れて算出		発症0日目（　／　）	発症1日目（　／　）	発症2日目（　／　）	発症3日目（　／　）	発症4日目（　／　）	発症5日目（　／　）	発症6日目（　／　）	発症7日目（　／　）	発症8日目（　／　）
例1	発症当日にすぐに解熱	発熱→解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後3日	発症後4日	発症後5日	登校可能		
例2	発症後1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日	発症後5日	登校可能		
例3	発症後2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日	登校可能		
例4	発症後3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能		
例5	発症後4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能	
例6	発症後5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能

⟷：出席停止期間です

＊これ以後は、解熱した日によって出席停止期間が延長されていきます。

＊このほかに、医師の指示において感染のおそれがないと認められる場合は、登校可能です。医師の指示に従ってください。